

【市長定例記者会見資料】  
 令和6年11月21日  
 財 務 部  
 財 政 課 (担当：前花)  
 直通：079-559-5018 内線：2135  
 公共施設マネジメント推進課 (担当：木戸)  
 直通：079-559-5113 内線：2105

## 『受益者負担の基本的な考え(案)』についての 市民意見募集(パブリックコメント)の実施について

本市の使用料や手数料などは、地方自治法の規定に基づき条例でその額を定め、行政サービスの対価として、必要となる経費の一部を利用者に負担いただいています。

市として、これら公共施設の利用や各種行政サービスの提供を、これからも適切な状態で維持していくことが求められるなかにおいて、持続可能な行政経営の観点からすると、より適切な受益と負担のあり方を整理する必要があります。

このたび、受益者負担の原則(公平性)と、算定方法の明確化(透明性)の観点から受益者負担の適正化に向け、「受益者負担の基本的な考え」の案を取りまとめましたので、同案について市民意見募集を実施いたします。

### 1 「受益者負担の基本的な考え(案)」の概要について 【別添資料】

市では、これまでから負担の公平性の観点から、広く税金で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方を明らかにした『受益者負担の設定基準』を策定していましたが、このたび同基準を見直し、新たに基本的な考えとして取りまとめるものです。

該当ページ	項目	概要	備考
P2	対象とする受益者負担	使用料・手数料・実費徴収金の雑入 (法令等で定めがあるものを除く)	市に裁量があるものに限定
P4	サービス原価(使用料)	減価償却相当費・公債費利子を算入	用地取得費除く
P5	受益者負担割合 (領域分類の対象)	施設使用料のみを領域分類する	
	領域分類の数	必需性(公的必要性)と市場性(収益性)の2軸を各3区分で分類した合計9象限	各2区分の4象限から細分化
P5	受益者負担割合	使用料	0%、25%、50%、75%、100%
P6		手数料	100%を原則(近隣自治体との均衡等を考慮)
		実費徴収金の雑入	100%を原則(政策推進や啓発の視点を考慮)
P7	営利目的利用/入場料徴収	営利目的利用等の場合の考え方を明示	施設使用料のみ
	市民以外の利用	市外利用者の考え方を明確化	施設使用料のみ
P10	激変緩和措置	急激な上昇抑制のための激変緩和を措置	
	端数処理	10円単位	現行100円単位
P11	効果的・効率的な施設運営	時間帯別・曜日別料金、定期貸付制度の検討	導入検討
	デジタル技術の活用	公共施設予約システム・キャッシュレス化	更新検討

※「受益者負担の基本的な考え(案)」の概略は、別紙①のとおりです。

## 2 市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

- (1) 案の概要 : 受益者負担の基本的な考え（案） ※12月広報で周知
- (2) 募集期間 : 令和6年12月1日(日)～翌年1月6日(月)（必着）
- (3) 閲覧方法 : 三田市公式ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」のほか、下記施設でも閲覧できます。

市役所（本庁舎1階ロビー、本庁舎3階公共施設マネジメント推進課）・まちづくり協働センター・各市民センター（さんだ市民センター、フラワータウン市民センター、ウッディタウン市民センター、広野市民センター、藍市民センター、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センター、本庄ふれあいセンター）・総合福祉保健センター・図書館（本館、ウッディタウン分館、藍分室）・有馬富士自然学習センター・ガラス工芸館・総合文化センター・心道会館・多世代交流館・各有料都市公園（駒ヶ谷運動公園、城山公園、三田谷公園、中央公園、下青野公園、テクノ公園、小野公園、学園東公園）

- (4) 提出方法 : 次のいずれかの方法により意見を募集します。

- ① 電子申請フォーム（Logo フォーム）により意見を提出
- ② 意見書（任意様式）に住所・名前・連絡先を記入し、郵送、ファクス、電子メール、持参（土・日曜、祝日を除きます。）のいずれかにより、公共施設マネジメント推進課へ意見を提出（いずれも期間内に必着）

※ 提出された意見は概要を整理し、市の考え方とともに後日公表します。（個別の回答は行いません。）

※ 電話など口頭での意見は受け付けません。提出された意見書は返却しません。

- (5) 提出先等 : 〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号  
三田市役所本庁舎3階 財務部 公共施設マネジメント推進課  
TEL : 079-559-5113 FAX : 079-559-1254  
Eメール : shisetsu\_manage@city.sanda.lg.jp



## 3 今後のスケジュールについて（予定）

令和7年1月下旬	パブリックコメントのご意見等を踏まえ、『受益者負担の基本的な考え』を策定・公表
令和7年2月	施設使用料の改正に向けた条例改正の議案上程
令和7年8月	必要な手数料等の改正に向けた条例改正の議案上程
令和8年4月	施行（使用料・手数料等）

# 受益者負担の基本的な考え (案)

## ～概要説明～

- 1 『受益者負担の基本的な考え』策定の背景
- 2 対象となる受益者負担と受益者負担額算定の基本方針
- 3 サービス原価・公費負担と受益者負担の割合
- 4 使用料・手数料等の算定方法
- 5 考慮すべき内容 / 効果的・効率的な施設運営

### 1 『受益者負担の基本的な考え』策定の背景

地方自治体の提供する公共サービスは、広く市民の皆さんからの税金により実施することが原則ですが、公の施設の利用や各種証明書の発行など受益を受ける方が特定されるものについては、**全てを税金で賄うと、サービスを受ける者と受けない者との間に不公平が生じる**こととなります。

そのため、当該サービスにより利益を受ける特定の方に対し、施設の維持管理に要する費用やサービスの提供のための費用などを、**受益の範囲内において使用料や手数料等として一定額を負担(受益者負担)**して頂いています。

市として、これら公共施設の利用や各種行政サービスの提供を、これからも適切な状態で維持していくためには、持続可能な行政経営の観点から、**より適切な受益と負担のあり方を整理する必要があります**。

このたび、受益者負担の原則(公平性)と算定方法の明確化(透明性)の観点から、**受益者負担の適正化に向け「受益者負担の基本的な考え(案)」を取りまとめましたので、同案について市民意見募集を実施する**ものです。

## 2 対象となる受益者負担と受益者負担額算定の基本方針

<p>◎ 対象とする受益者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>施設使用料</b>（公の施設の使用料）</li> <li>・ <b>手数料</b>（証明書発行手数料など）</li> <li>・ <b>実費徴収金や講座受講料など</b></li> </ul>	<p>◇ 対象外とする受益者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等により無料とされているもの（小中学校、図書館など）</li> <li>・ 法令等により別途算定方法の定めがあるもの（市営住宅、保育所など）</li> <li>・ 地方公営企業法が適用されるもの（上下水道、病院など）</li> <li>・ 政策的配慮が必要なもの</li> <li>・ その他、原価等一律の基準により算定することが適さないもの</li> </ul>
<p>◎ 受益者負担額算定の基本方針（受益者負担の原則）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① サービスの利用者（受益者）と、利用しない者との<b>負担を公平</b>に扱う</li> <li>② サービスの公共性の程度に基づき、市が負担する額（公の負担）と、利用者が負担する額（受益者負担）との<b>均衡を考慮</b>する</li> <li>③ コスト削減への取組み</li> <li>④ <b>定期的な検証と改定</b>（4年ごと）</li> </ol>	<p>◇ 額算定で考慮する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策推進、事業啓発の視点</li> <li>・ 近隣自治体との均衡</li> <li>・ 民間事業への影響</li> </ul>

## 3 サービス原価・公費負担と受益者負担の割合

施設の維持管理費など、サービスの提供のために必要となる費用を、サービスを楽しむ者に負担していただくためには、その基礎となる原価（サービス原価）を的確に把握する必要があります。

### ■ サービス原価に算入する費用

人件費	サービスの提供や、サービスを提供する施設を維持・運営するための業務に、直接従事する職員に要する費用
物件費 (維持管理・維持補修・委託費・備品購入費等)	サービスの提供や、サービスを提供する施設を維持・運営するために必要となる施設の維持管理や修繕費用、また、システム経費や業務委託、物品の購入のために要した費用
減価償却相当額	固定資産の価値を金額で示したもので、施設の建設や機能更新等に要した費用を耐用年数に応じ定額を配分する費用相当額
公債費利息	施設の整備にあたっての借入金に係る利息相当額

### ■ サービス原価に算入しない費用

用地取得費	土地は原価を将来にわたって費用配分するという減価償却の考えを持たず、年数の経過により資産価値が減少するものではなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため
臨時的経費	災害対応に要する経費や臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来の目的とは異なるため

### ■ 施設使用料の受益者負担割合

施設使用料の受益者負担割合は、提供するサービスの内容に応じ「**必需性（公的必要性）**」と「**市場性（収益性）**」の2つの視点を、それぞれ3区分（高・中・低）による合計9つの領域（3×3）に分類し、**各施設が提供するサービスごとに各象限に配置**することで受益者負担割合を定めることとします。

- ◆ **必需性（公的必要性）**  
提供するサービスの公共性はどの程度あるのか
- ◆ **市場性（収益性）**  
提供するサービスは民間事業者でどの程度提供可能か

市場性 収益性	高	<p>G 公費負担：50% 受益者負担：50%</p>	<p>H 公費負担：25% 受益者負担：75%</p>	<p>I 公費負担：0% 受益者負担：100%</p>
	中	<p>D 公費負担：75% 受益者負担：25%</p>	<p>E 公費負担：50% 受益者負担：50%</p>	<p>F 公費負担：25% 受益者負担：75%</p>
	低	<p>A 公費負担：100% 受益者負担：0%</p>	<p>B 公費負担：75% 受益者負担：25%</p>	<p>C 公費負担：50% 受益者負担：50%</p>
		高	必需性（公的必要性）	低

### ■ 手数料等の受益者負担割合

特定の人への行政サービスや、特定の利用者や参加者に対し提供するサービスの提供するために要する費用などについては、**受益者にその全てを負担して頂くことを原則**としています。

## 4 使用料・手数料等の算定方式

### ■ 施設使用料の算定方式

人件費等を含むトータルコストを基本としたサービス原価に対して、サービスの性質に応じた受益者負担割合を乗じて算定します。

$$\text{使用料(受益者負担額)} = \text{サービス原価} \times \text{受益者負担割合}(\%)$$

◆ 参考：使用料の受益者負担と公費負担のイメージ  
<公費負担50%・受益者負担50%の場合>

サービス提供に要する全ての費用	
サービス原価 (人件費・物件費・維持補修費・減価償却相当分等)	算入しない費用 (用地取得費等)
受益者に負担いただく総額 (50%)	公費で負担する総額 (50%)
この総額を基に個々の使用料を設定します。	
実際の収入(利用者が負担)	減額 ※ 政策的配慮による減免額については、 使用料収入(公費負担分)に含めます。
実際の受益者による負担	実際の公費による負担

### ■ 手数料の算定方式

人件費等を含むトータルコストを基本としたサービス原価に対して、受益者負担割合を100%として算定します。

$$\text{手数料(受益者負担額)} = \text{サービス原価} \times \text{受益者負担割合}100(\%)$$

### ■ 実費徴収金や講座受講料等の算定方式

人件費等を含むトータルコストを基本としたサービス原価に対して、受益者負担割合を100%として算定しますが、政策推進や啓発の視点が必要となるものについては、それぞれのケースに応じた適切な負担割合により算定します。

#### ◆ その他

- 屋外の夜間照明やホールに設置されたピアノなどの備品については施設使用料とは別に使用料を定めます。
- 施設に付帯する駐車場について、公共交通機関等の状況や導入コスト等を踏まえながら、有料化に向けた検討を行うこととします。
- 営利目的や入場料を徴収する利用の際には、公益性の低下への配慮も考慮しながら、必要に応じ割増した使用料の設定とします。
- 市民以外の利用者（市外利用者）は、市税による公費負担は行わず100%の受益者負担を基本とした使用料の設定とします。

## 5 考慮すべき内容 / 効果的で効率的な施設運営に向けて

### ◆ 使用料等を算定するにあたり考慮すべき内容

#### 1 見直しに際しての激変緩和措置

使用料や手数料などを見直した結果、急激な上昇となる場合は、必要に応じて激変緩和の措置を講じることとします。

#### 2 類似施設との均衡調整

市民センターの貸室など、類似機能を有する施設について、提供するサービスの機能をグループ化して算出し、同一の見直し幅（改定率）となるよう調整を行います。

#### 3 近隣自治体/民間料金調整

算出した使用料や手数料等が、近隣自治体や民間施設に比べ極端に高い又は低い場合は、必要に応じて調整を行います。

#### 4 金額端数の調整

算定額については、10円単位（10円未満の端数は切捨て）での設定を基本とし、より適正な額での設定とします。

ただし、10円単位とすることがそぐわない場合においては、個別に判断することとします。

### ◆ 効果的で効率的な施設運営に向けて

#### 1 デジタル技術の活用について

今後、効果的で効率的な施設運営にあたっては、デジタルを前提とした運用に見直すなどDXの視点が重要となります。

スマートフォンからの時間と場所を問わない施設予約や使用料等のキャッシュレス支払いなど、常に進歩するデジタル技術の動向を見据えながら、時代の変化への対応を検討していきます。

#### 2 利用性（稼働率）の向上に向けて

特定の時間帯や曜日に利用が集中、若しくは低調な施設があります。こうした稼働状況に大きな偏りが見られる施設等については、曜日や時間帯に応じた料金を別に設定することを、今後検討します。

また、稼働率の低い特定の時間帯については、定期貸付制度の導入も検討することとします。